

職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		小野町	県
一般行政職	大学卒	175,100円	181,800円
	高校卒	142,500円	146,900円
技能労務職	高校卒	136,200円	155,250円

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成24年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	— 円	268,800円	— 円
	高校卒	— 円	222,800円	302,000円



主な手当の種類とその内容

手当名	内 容
期末・勤勉手当 (一般職)	【期末手当】6月期 1.25月 12月期 1.30月 【勤勉手当】6月期 0.70月 12月期 0.65月 ※職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり
扶養手当	【配偶者】13,000円 【配偶者以外】 1人6,500円(配偶者なしの場合1人目のみ11,000円) 【扶養親族のうち16歳から22歳までの子】 1人目5,000円加算
時間外手当	【平成24年度一般会計職員1人当たり】160,000円
住居手当	【借家、借間】27,000円上限
通勤手当	【公共交通機関利用者】 60,000円までは全額。60,000円を超えた場合、その超えた額の1/2 【自家用車等利用者(通勤距離2km以上)】 通勤距離に応じ2,300～45,800円

特別職の報酬などの状況（平成24年4月1日現在）

区 分		内 容
給料	町 長	553,000円
	副町長	568,000円
	教育長	536,000円
報酬	議 長	307,000円
	副議長	245,000円
	議 員	225,000円
期末手当	町長・副町長・教育長	(平成24年度支給割合) 2.90月分
	議長・副議長・議員	(平成24年度支給割合) 2.90月分

※平成21年5月1日から平成25年3月22日までは、条例月額から、町長の給料については30%を、副町長、教育長の給料については、10%を減額しています。

休暇制度（平成24年4月1日現在）

区分	内 容
年 次 有給休暇	1暦年ごとに20日とし、最大20日の使用残日数を繰り越すことができる。
病気休暇	負傷または疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇 (主なるもの)	・産前8週間以内および出産後8週間以内 ・小学校就学前の子を看護する場合、1年に5日以内(2人以上の場合は10日以内) ・忌引のため勤務しないことが相当である場合、続柄により10日以内 ・夏季における家庭生活の充実などの場合、3日以内 ・ボランティア活動を行う場合、5日以内 ・骨髄移植に係る登録、提供を行う場合、必要な期間 ・公民権を行使する場合、必要と認められる期間
介護休暇	近親者の介護をする場合、6月以内

職員の分限処分と懲戒処分の状況

分限処分…0件
懲戒処分…0件

職員のサービスの状況

服務義務違反および営利企業等従事違反…0件

職員研修の状況

ふくしま自治研修センター研修……………8講座20人
東北六県市町村中堅職員研修(2カ月間) ……1人

勤務成績の評定の概要

職員の資質向上、指導監督の有効な指針、公平な人事行政執行のため勤務評定実施規程に基づき、年に1回、11月に職員の勤務評定を実施しています。

年次休暇の状況（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）

総付与日数 (A)	総使用日数 (B)	対象職員数 (C)	平均取得日数 (B÷C)	取得率 (B÷A)
2,431日	247日	63人	3.9日	10.20%

※対象職員は平成24年1月1日から平成24年12月31日までの全期間を在職した一般職員(町長部局)で、当該期間の中途に採用された者および退職した者、ならびに当該期間中に育児休業、退職、派遣勤務した者を除いています